

# 「平成30年度参与会議の進め方について」 関連資料

平成30年7月  
内閣府 総合海洋政策推進事務局

# □ 国境離島の保全・管理

# 国境離島の保全・管理に関する取組

国境離島（領海・EEZの外縁を根拠付ける離島）：525島

— 有人離島（注1）：60島

— 無人離島：465島

有主：422島（注2）

（うち、207島に名称を付与（H23. 5, H24. 3, H26. 8）。422島全てに名称付与済み。）

（うち、273島（注3）を国有財産化（H29. 3）。）

北方領土：37島、竹島：4島

低潮高地（注4）：2島

（注1）日本国民が現に居住している離島

（注2）尖閣諸島16島を含む。

（注3）国有財産所管省庁は、林野庁(42島)、国土交通省(16島)、海上保安庁(1島)、環境省(43島)、財務省(171島)。

（注4）自然に形成された陸地であって、低潮時には水に囲まれ水面上にあるが、高潮時には水没するものであり、厳密には「島」ではないが、かつては高潮時にも水没していなかったとみられること、低潮高地の全部又は一部が、領海内にあるときは、その低潮線は、領海・EEZの基線となることを踏まえ、ここに計上している(国連海洋法条約第13条、第57条、第121条)。

## <今後の取組>

### ①国境離島の状況把握の強化

- ・内閣府及び関係省庁が連携して、衛星画像や巡視により、国境離島の状況を把握。

### ②国境離島の土地利用の状況把握及び土地利用等の在り方検討

- ・領海基線近傍の土地など国境離島の保全上重要と考えられる土地について、その所有状況の把握を進める。
- ・国境離島の土地利用等の在り方について、有識者の意見も聴取しながら検討を実施。

### ③有人国境離島法関連施策の推進

- ・特定有人国境離島地域社会維持推進交付金制度などにより、住民運賃低廉化、農水産品等の輸送コスト低廉化、創業・事業拡大等の促進、滞在型観光の促進を実施。

# 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

30年度予算 50億円（29年度予算額 50億円）

## 事業概要・目的

- 特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るため、特定有人国境離島地域を有する8都道府県※や関係市町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要な経費の一部を補助する。



特定有人国境離島地域

15地域・71島  
(8都道府県・29市町村)  
人口 269,307人  
(H27国勢調査)

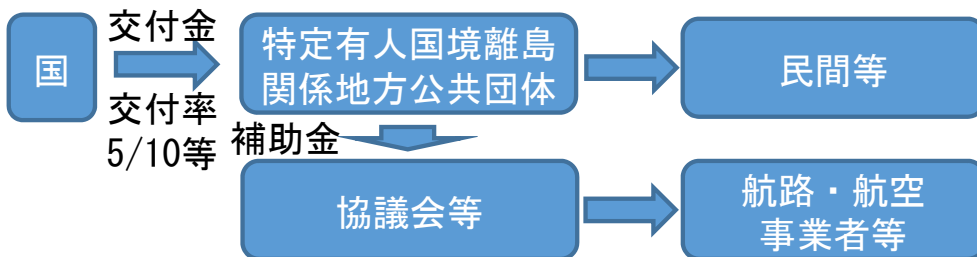
※特定有人国境離島地域を有する8都道府県  
北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県

## 事業イメージ・具体例

- 運賃低廉化
  - ・本土と特定有人国境離島地域を結ぶ離島住民向けの航路についてJR運賃並、航空路について新幹線運賃並の引き下げを支援する。
- 物資の費用負担の軽減
  - ・特定有人国境離島地域における事業の継続、事業拡大等を図るため、農水産品（生鮮）等に係る輸送コストの低廉化を支援する。
- 雇用機会の拡充
  - ・民間事業者等による創業・事業拡大を行う事業資金等を支援する。
- 観光振興
  - ・滞在プラン等の企画・開発、宣伝・実証、販売促進による旅行者の費用負担の軽減の取組等を支援する。

地域が連携して提供する宿泊施設や体験メニューを使う観光客を対象に、乗船券を島民並割引運賃で購入できる仕組み（新たな企画乗船券）を導入。※航空券も同じ。

## 資金の流れ



## 期待される効果

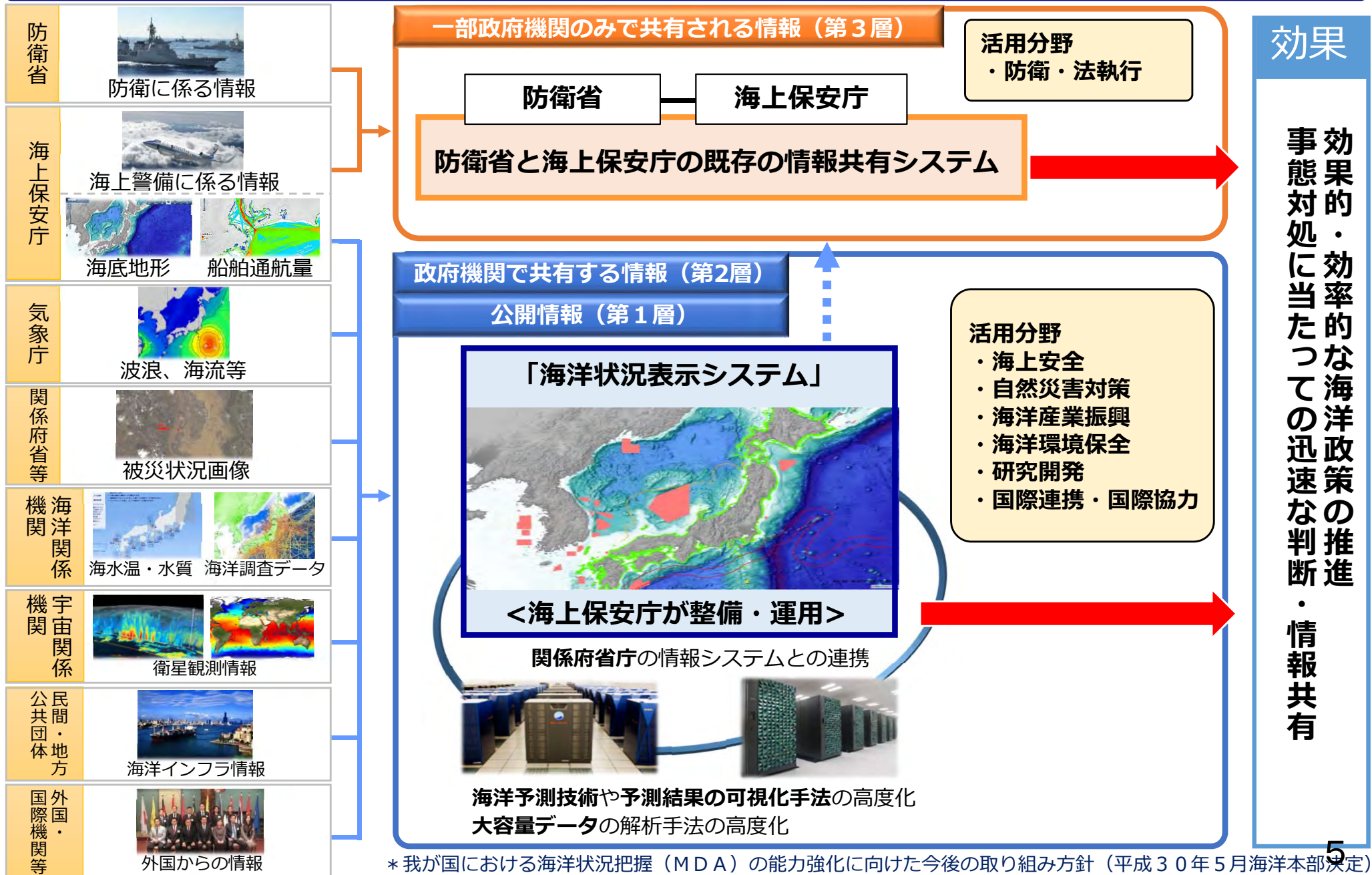
- 特定有人国境離島地域の
- ・人口減を抑制する。
  - ・新規雇用者数が増加する。
  - ・観光客等交流人口が増加する。

# □ 海洋状況把握(MDA)



# 我が国の海洋状況把握(MDA)における情報の集約・共有のイメージ\*

情報の機密性等に応じた適切な取扱いを確保しつつ、関係情報システムの充実・連携強化を通じて、広域性・リアルタイム性の高い情報共有を実現



# 「我が国におけるMDAの能力強化に向けた今後の取組方針」 (総合海洋政策本部決定、平成30年5月15日)

## 背景

- **海洋をめぐる安全保障環境の厳しさが一層増大** (外国公船の領海侵入、違法操業や軍事活動等)
- **海洋に関する政策課題の複雑化・広域化** (南海トラフ地震、気候変動、水産資源管理等への適切な対処)

海洋状況把握の取組を強化し、海洋に関する様々な事象を常に把握することが必要

海洋基本計画 (平成25年4月)  
国家安全保障戦略 (平成25年12月)  
宇宙基本計画 (平成28年4月)

「海上保安体制強化に関する方針」の決定  
(平成28年12月)

## MDA能力強化 に向けた取組

平成28年7月

「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」  
を総合海洋政策本部決定

※衛星情報を含めた海洋情報の集約・共有・提供のため「**海洋状況表示システム**」の整備・運用等を決定

## 平成30年5月 第3期海洋基本計画の決定

初めてMDAに関する独立した章を立て、MDAの能力強化に関する主要施策を記載

第3期海洋基本計画を具体化・補足し、MDA関連施策を体系的・包括的に捉えることによって、我が国のMDAの能力強化の全体像を示す

## 「我が国における海洋状況把握の能力強化に向けた今後の取組方針」の決定へ

MDA能力強化の3つのアプローチ

1. 情報収集体制 ~海洋を見る「**目**」の強化~
2. 情報の集約・共有体制 ~情報をつなぐ「**神経**」の強化~
3. 国際連携・国際協力 ~国際的な「**ネットワーク**」の強化~

「**目**」と「**神経**」と「**ネットワーク**」の強化によって「**海洋の可視化**」を一層向上

# 我が国MDAの能力強化の全体像

## MDAの課題

**厳しさを増す安全保障環境**  
**海洋政策課題の複雑化・広域化**

### 防衛・法執行

例えば、

- 外国公船による領海侵入の早期察知・対処
- 外国軍艦・外国調査船の活動の活発化
- 外国漁船等による違法操業への迅速な対応・取締

### 海上安全

例えば、

- 輻輳海域における船舶事故の未然防止
- 事故船舶や海中転落者の早期発見・救助
- 安全情報の周知・啓発

### 自然災害対策

例えば、

- 南海トラフ地震やこれに伴う津波の早期察知
- 沿岸域の気象災害の予測
- 被害情報の把握・共有による迅速な支援・復旧

### 海洋環境保全 海洋産業振興ほか

例えば、

- 地球規模の気候変動や海洋生態系の把握・予測
- 水産資源の適切な管理
- 洋上風力発電施設などの海洋インフラの保全

### 国際連携

例えば、

- 同盟国・友好国等との協力体制の構築
- シーレーン沿岸国のMDA能力の向上

## 強化の方向性

海洋監視・海洋観測の「目」と情報共有の「神経」と国際連携・国際協力による「ネットワーク」の強化によって、海洋の「可視化」を一層向上

### 情報収集体制： ～海洋を見る「目」の強化～

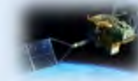
無人化・省人化技術等、最新の技術革新の潮流を踏まえ、海洋監視・海洋観測アセットの能力向上や整備・活用を推進

#### 海洋



- 艦艇・巡視船・航空機等の運用・増強
- 測量船の整備
- 海底地震・津波観測網の充実
- 漁業取締船の整備
- 海洋調査・観測システムの整備・運用

#### 宇宙



- 情報収集衛星の運用・増強
- 準天頂衛星システムの運用・増強
- 先進光学・レーダー衛星の活用
- 気象衛星等の活用研究

#### 陸上



- 監視拠点等の設置
- AIS等による船舶動静情報の収集
- 気象レーダーによる気象・水象観測

#### 研究・開発



- 衛星AISの活用検討
- マイクロ波放射計の高度化
- OTHレーダーの研究
- 無人航空機（UAV）等の開発推進

### 情報の集約・共有体制： ～情報をつなぐ「神経」の強化～

情報の機密性等に応じた適切な取扱いを確保しつつ、関係情報システムの充実・連携強化を通じて、広域性・リアルタイム性の高い情報共有を実現

#### 情報システム



- 防衛省と海保庁の情報共有システムの拡充
- 海洋状況表示システムの構築・活用
- 機密性に応じた情報の適切な管理
- 関係府省庁の情報システムとの連携
- 民間企業・地方公共団体との連携
- 海洋予測技術や予測結果の可視化手法の高度化
- 大容量データの解析手法の高度化



### 国際連携・国際協力： ～国際的な「ネットワーク」の強化～

同盟国・友好国等との連携や国際的な枠組みの活用等により更なる情報を収集こうした取組等を通じて「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推進

#### 国際連携・国際協力



- 米国及び同盟国・友好国とのMDAに関する連携の強化
- 外務省、防衛省、海上保安庁による、シーレーン沿岸国への能力構築支援、装備・技術協力等
- 海洋観測や基盤情報整備等に関する国際協力の推進

## 効果

効果的・効率的な海洋政策の推進  
 事態対処に当たつての迅速な判断・情報共有



# □ 北極政策の推進

# 北極域研究の戦略的推進(北極域研究船の推進を含む)

## 背景・課題

- 北極域は、海氷の急速な減少をはじめ地球温暖化の影響が最も顕著に現れている地域であるにもかかわらず、その環境変化のメカニズムに関する科学的知見は不十分である。
- 北極域における環境変動は、全球的な環境変動を増幅する懸念がある。そのため、北極域の環境変動は単に北極圏国のみの問題にとどまらず、極端気象の頻発など非北極圏国※にも影響を与える全球的な課題である。
- 「我が国の北極政策」(H27年10月総合海洋政策本部決定)に基づき、強みである科学技術を基盤に北極をめぐる国際社会の取組において主導的な役割を積極的に果たす必要がある。

※ 英国や韓国は、非北極圏にも関わらず北極に関する国家戦略を既に策定し、北極域研究船の導入・調達を含めた戦略的な取組を行っている。

## 事業概要

### ■ 北極域研究推進プロジェクト (ArCSプロジェクト) 824百万円 (824百万円)

北極域における環境変動と地球全体へ及ぼす影響の包括的な把握や精緻な予測を行うことにより、社会・経済的影響を明らかにし、適切な判断や課題解決のための情報を内外のステークホルダーに伝えることを目的として、以下の取組を推進。

#### <国際連携拠点の整備>

- アメリカ、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマークにおける国際連携拠点の整備によって、有益な研究成果を創出。
- 現在までデータが不足していたロシア沿岸区域に拠点を整備し、観測情報の充実を図る。

#### <国際共同研究の推進>

- 北極域における喫緊の課題に対するより精緻な研究観測を目指し、「ロシア海域における生物生態・分布等の観測」「北極域上空での雲・エアロゾル観測」を新たに実施。
- ステークホルダーへの実用的な情報の提供に向け、「北極海航海ナビゲーションシステム開発」を新たに実施。

#### <若手研究者等の育成>

- 海外研究機関等への若手研究者派遣等を行い、領域横断的素養を持つ課題解決型人材を育成。

### ■ 先進的北極域観測技術の開発等【JAMSTEC】 276百万円 (203百万円)

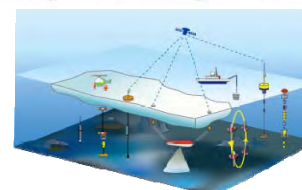
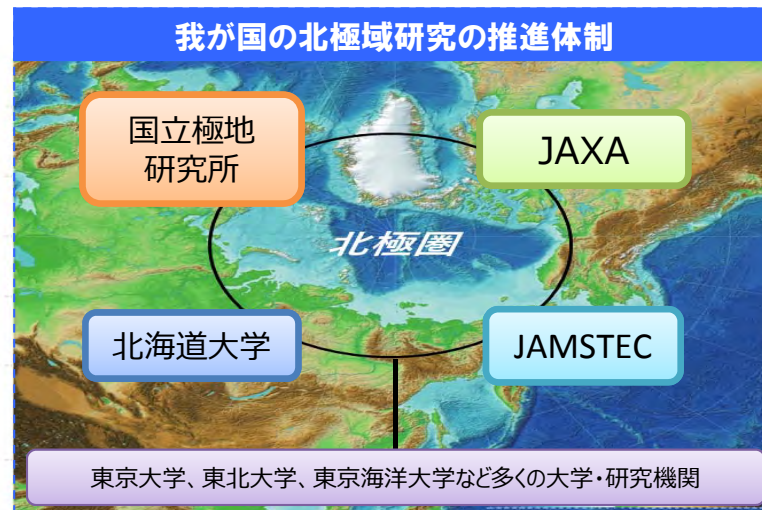
最新鋭の海洋観測設備を有し氷海航行が可能な北極域研究船の推進などにより、北極海における総合的観測システムを構築。

#### <先進的北極域観測技術の開発>

- 海氷下でも自律航行や観測が可能な自律型無人探査機(AUV)等の開発・運用を実施。

#### <北極域研究船の推進> 85百万円 (10百万円)

- 研究のプラットフォームとなる北極域研究船を推進。



海氷下を含む北極海観測システムのイメージ



北極域研究船のイメージ図

# 北極における国際枠組と我が国の関与

	北極評議会 (AC)	北極経済評議会 (AEC)	北極フロンティア	北極サークル
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1996年9月、ハイレベルの政府間協議体として設立。</li> <li>・メンバー国(北極圏8か国)のほか、常時参加者やオブザーバーが参加。</li> <li>・閣僚会合のほか、高級北極実務者(SAO)会合を開催。</li> <li>・議長国は輪番制、任期は2年(2017年5月~2019年春:フィンランド)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2014年3月のACのSAO会合で承認された勧告に従い、同年9月に設立。</li> <li>・ACメンバーのビジネス界代表、先住民6団体代表のみメンバーとして意思決定に参加可能。</li> <li>・パートナーは会合には参加できるが、投票権はない(年会費1万米ドル。COSCOフィンランド、韓国船主協会は参加)。</li> <li>・ACと緊密に協働していくとされているが、組織上は独立。</li> <li>・議長はAC議長国から選出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府、研究者、ビジネス界、NGO等が集まる国際会議。</li> <li>・2,000名程度が参加(欧州の閣僚含む)。</li> <li>・2007年開始。毎年1月下旬、ノルウェー・トロンソで開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府、研究者、ビジネス界、NGO等が集まる国際会議。</li> <li>・2,000名程度が参加(これまでオランド仏大統領、潘基文国連事務総長が出席)。</li> <li>・グリムソン前氷大統領他が2013年に創設。毎年10月、アイスランド・レイキャビクで開催。</li> <li>・北極フロンティアが欧州中心であるのに対し、アジア等幅広い地域から参加あり。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北極圏の共通の課題に関し、先住民社会等の関与を得つつ、北極圏諸国間の協力・調和・交流を促進すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ACと北極圏のビジネス・コミュニティとの主要な対話フォーラムとなること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府、研究者、ビジネス関係者、NGO等の交流を促進すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府、研究者、ビジネス関係者、NGO等の交流を促進すること。</li> </ul>
我が国の関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国は、2013年にオブザーバー資格が承認された。</li> <li>・オブザーバーとして我が国北極担当大使がACの会合に参加(発言機会は限定的)。また、研究者レベルでAC作業部会に参加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点、我が国からの参加企業はなし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ACオブザーバー国もメンバー国と肩を並べて発信を行うことができる機会。</li> <li>・これまで我が国北極担当大使が北極における取組を対外的に発信。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ACオブザーバー国もメンバー国と肩を並べて発信を行うことができる機会。</li> <li>・これまで我が国北極担当大使が北極における取組を対外的に発信。</li> </ul>

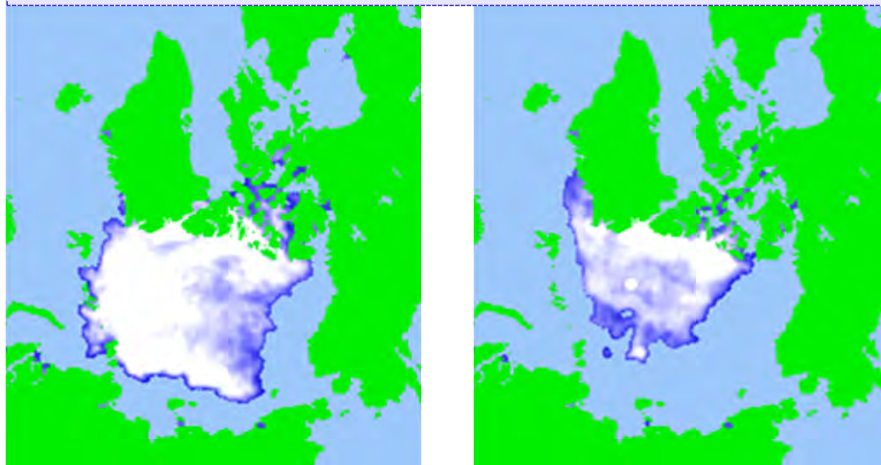
(注)北極に関する研究・科学の国際協力を強化し、政策決定に活かすことを目的に、2016年にワシントンDCにて第1回北極科学大臣会合を開催。第2回会合は本年10月にベルリンにて開催予定。

# 北極海航路の概要

- 近年、気候変動の影響により北極海における海氷域面積が減少し、夏期の航行が可能になった。(6月後半～11月後半)
- 「北極海航路」はスエズ運河を経由する「南回り航路」と比較して、約6割の航行距離。また、海賊リスクも少ない。

## ■北極域の海氷分布図

北極海の家氷面積は10年前に比べ、減少傾向にある (2012年に海氷面積が過去最小)

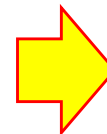
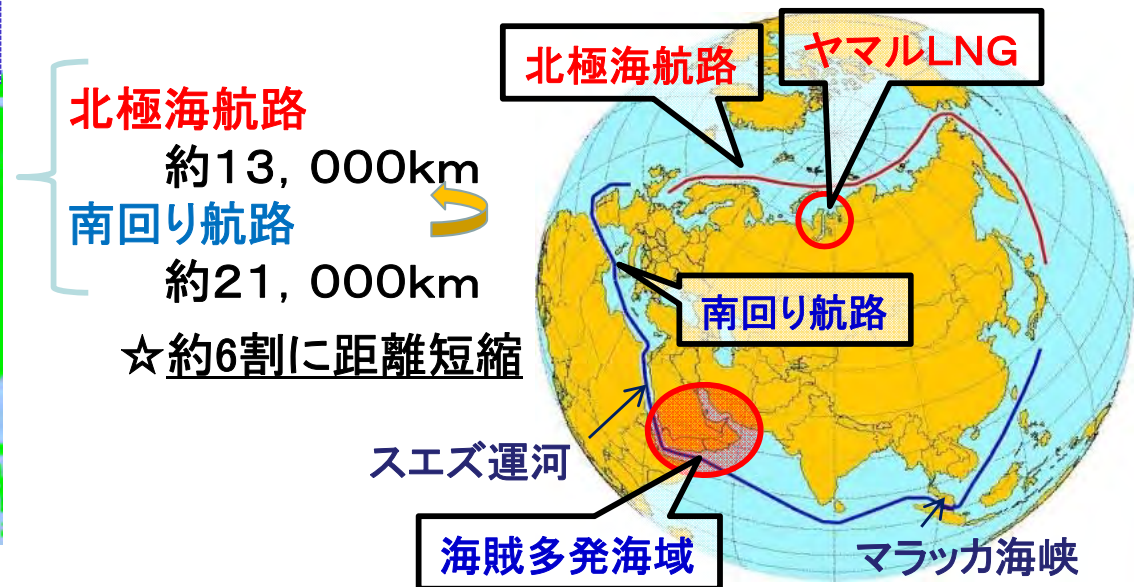


2002年9月15日

2012年9月15日

出典: 気象庁HP等をもとに国土交通省作成

## ■横浜港からハンブルグ港(ドイツ)への航行距離の比較



欧州とアジアを結ぶ新たな選択肢としての可能性が高まっている。

# □ 海洋ゴミ対策



# 海洋ごみ(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ)問題

## 1. 海岸の状況



山形県酒田市飛島



長崎県対馬市

## 2. 漂着物(韓国・中国語標記)



漁具



ポリタンク



洗剤容器

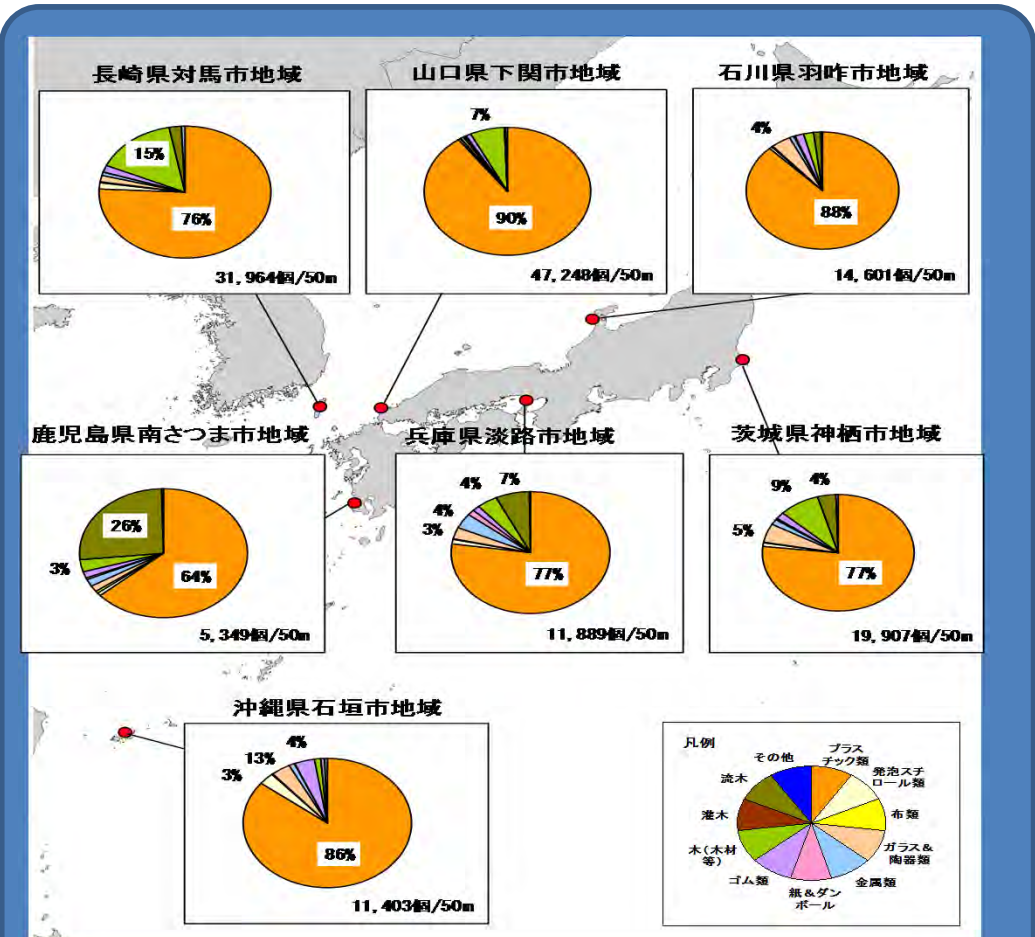
## 3. 想定される被害

- ・生態系を含めた海洋環境の悪化
- ・船舶航行への障害
- ・観光・漁業への悪影響
- ・沿岸域居住環境の劣化

特に近年、海水中に漂う

マイクロプラスチック(微細なプラスチック)が生態系に与える影響が問題に

漂着したごみを種類別に見ると、7箇所全てでプラスチック類が最も多く、ごみ全体の約8~9割  
(環境省による海洋ごみ実態調査から)



漂着ごみ(人工物+自然物)個数の種類別割合

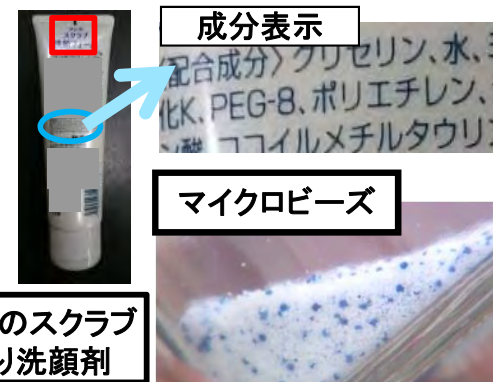
# 新たな課題としてのマイクロプラスチック

## マイクロプラスチックとは

- 微細なプラスチックごみ(5mm以下)のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
- 日本周辺(沿岸・沖合)において、漂流マイクロプラスチックが全体的に分布している。

### ①一次のマイクロプラスチック (primary microplastics)

- ・マイクロサイズで製造されたプラスチック。洗顔料・歯磨き粉等のスクラブ剤等に利用されているマイクロビーズなど。排水溝等を通じて自然環境中に流出。
- ・**発生抑制対策として、一部の国(米国、カナダ、フランス、英国)ではマイクロビーズを含むパーソナルケア製品の製造や販売を規制。日本では、日本化粧品工業連合会が平成28年3月に会員企業1,100社に自主規制呼びかけを通知。主要企業では代替素材への切替を実施又は実施予定。**
- ・微細なため、製品化された後の対策や自然環境中での回収は困難。



市販のスクラブ入り洗顔剤

### ②二次的マイクロプラスチック (secondary microplastics)

- ・大きなサイズで製造されたプラスチックが、自然環境中で破砕・細分化されて、マイクロサイズになったもの。
- ・**発生抑制対策として、普及啓発や廃棄物管理・リサイクルの推進等が有効。**
- ・マイクロ化する前段階(大きなサイズ)での回収も効果的。

日本海沖合で採集された発泡スチロール片



### [マイクロビーズに関する環境省調査]

- ◆国内で販売されているパーソナルケア製品150製品(洗顔料75製品・ボディソープ75製品)を購入、調査した結果、マイクロビーズを含有すると判断された製品は2製品(1.3%)であった(平成28年度調査)。
- ◆日本沿岸域(内湾)のマイクロプラスチックについて調査した結果、採取されたマイクロプラスチックのうちマイクロビーズの占める割合は平成27年度調査(東京湾・駿河湾・伊勢湾)では平均1%以下であり、平成28年度調査(富山湾・陸奥湾・若狭湾)ではマイクロビーズは採取されなかった。

# 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 背景

- ① 海岸に大量のごみが漂着しているのみならず、漂流ごみや海底ごみが船舶の航行・漁場環境の支障となり、海洋環境に影響。また、台風等の災害により大量に発生した海岸漂着物等が、住民の生活や経済活動に影響。
- ② 住民の生活や経済活動に支障が生じている漂流ごみ及び海底ごみへの対応について、現行法において明確に位置付けられていない。
- ③ 海岸漂着物等は、国民生活に伴い発生したプラスチックごみが多くを占めており、3Rの推進による循環型社会の形成を進めることが重要。
- ④ マイクロプラスチックが有害化学物質を吸着又は含有し、食物連鎖等を通じて海洋生態系に影響すること等が懸念。国内のみならずG7やG20等国際的関心も高まっており、喫緊の課題。
- ⑤ 海岸漂着物対策は民間団体等が果たす役割が大きく、その活動を更に促進するための支援が必要。
- ⑥ 海岸漂着物等の発生抑制に関する国内外の関心が高まる中、回収処理、リサイクル等に関する知見等を有する我が国が率先して国際連携・国際協力を行うことが期待されている。

## 改正の概要

### ①目的の改正(第1条)

・海岸漂着物等が海洋環境の保全を図る上でも深刻な影響を及ぼしている旨及び海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生している旨を追記。

### ②「漂流ごみ等」の追記、漂流ごみ等の円滑な処理の推進(第2条、新第21条の2)

・沿岸海域に漂流し、又はその海底に存するごみ等を「漂流ごみ等」と定義し、「海岸漂着物等」に追記。  
・国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂着ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない旨を規定。

### ③3Rの推進等による海岸漂着物等の発生抑制(第5条)

・海岸漂着物対策は、循環型社会形成推進基本法等による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない旨を追加。

### ④マイクロプラスチック対策(新第6条第2項、新第11条の2、附則第2項)

・海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチックが海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮されたものでなければならない旨を規定。  
・事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出されるよう努めなければならない旨を規定。  
・政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨を規定。

### ⑤民間団体等の表彰(新第25条第3項)

・国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努める旨を規定。

### ⑥国際的な連携の確保及び国際協力の推進(新第28条の2)

・国は、対策の推進に関する国際的な連携の確保及び国際協力の推進に必要な措置を講ずる旨を規定。



# □ 司令塔機能とPDCAサイクル

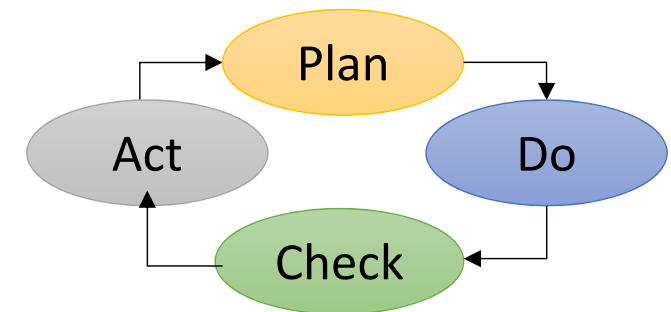
# 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## 1. 計画を着実に推進するための方策 ～約370項目の海洋施策に、**実施府省名を明記**～

- 総合海洋政策本部が総合海洋政策推進事務局と一体となって、**政府の司令塔としての機能を果たし、取組を推進**。
- 国の他の計画のうち、海洋に関する施策を含むものは、本計画で示す基本的な方針に沿って策定、推進することが重要。
- 施策の進捗状況を把握・評価し、計画的かつ総合的な推進に活かすため、**PDCAサイクルを活用**し、俯瞰的・定量的に把握するための指標を用いた工程管理を実施。
- 関係府省は、参与会議における審議結果等を参考に、必要に応じて施策の実施手法等や工程表の見直しを実施。
- 他の関連する基本計画に基づく施策の遂行に係る事項にあっては、参与会議及び総合海洋政策推進事務局と関係府省とは、政府内の調整プロセスも活用しつつ、双方向の議論を行う。

## 2. 関係者の責務及び相互の連携

- 官民、産学官公の様々な連携を図りつつ、地方公共団体、海洋産業の事業者、大学・研究機関等、国民、NGO等のそれぞれの役割に応じて積極的に取り組むことが重要。



**工程表の作成及び見直し**

## 3. 施策に関する情報の積極的な公表

- 海洋基本計画は、広く国民に周知されるよう、様々な媒体を通じて情報提供する。工程表等について適切な方法により公表。年次報告を毎年度公表。



# 海洋基本計画における数値目標※

※施策実施の年限設定を含む。

- 1. 海洋の安全保障 2件
  - 2. 海洋の産業利用の促進 13件
  - 3. 海洋環境の維持・保全 3件
  - 5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 1件
  - 6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 2件
  - 9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 1件
- ※再掲も含む

## ★第3期計画 (平成30年～) ＜22施策＞



計画で数値目標を明示していないものについても、PDCAサイクルを活用した工程管理において、俯瞰的・定量的に把握するための指標の記載に努める。

- 1. 海洋資源の開発及び利用の推進 10件
- 2. 海洋環境の保全等 1件
- 4. 海上輸送の確保 1件
- 9. 沿岸域の総合的管理 1件

## ★第2期計画 (平成25年～) ＜13施策＞

## ★第1期計画 (平成20年～) ＜8施策＞

- 1. 海洋資源の開発及び利用の推進 1件
- 3. 排他的経済水域等の開発等の推進 3件
- 4. 海上輸送の確保 1件
- 8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化 2件
- 11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 1件